

## 補聴器条件から特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）条件へ変更する場合

### 運転免許に補聴器条件が付されている方で補聴器を使用せず運転したいと希望される方

臨時適性検査等を受けることとなります。  
事前に運転免許センターに問い合わせ（相談）してください。  
その際、実施日時等の予約をしてください。

#### 問い合わせ及び予約先

- 宮城県運転免許センター  
電話番号 022（373）3601（内線271、272）  
祝日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時まで  
FAXで送信される場合も022（373）3601で受信可能です。

#### 臨時適性検査等の実施内容

- 運転技能の確認  
特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）の適切な活用について、実車による確認検査
- 運転に関する技能及び知識の指導  
危険を認知できない道路交通状況等について、実車による指導と安全教育

### 次の条件に従って運転が可能

#### ◆ 運転免許証に記載される条件

補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））

補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車（5t）と普通車に限る（旅客車を除く））

補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車と普通車に限る（旅客車を除く））

のいずれか

#### 補聴器を使用して運転して運転する場合の条件

- ◎ 補聴器  
（従来どおり）

#### 補聴器を使用せずに運転する場合の条件

- ◎ 特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）
- ◎ 聴覚障害者標識の表示

※ 検査を受ける場合には、特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）、聴覚障害者標識を持参してください。